

平成19年度 第6回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成19年8月2日(木)午後1時30分
場 所 青梅市教育センター会議室

第6回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成19年8月2日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

1 教育委員長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

4 協議事項

5 議案審議

議案第8号 平成20年度使用教科用図書の採択について[追加議案]

6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

1 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について（体育課）

2 梅郷市民センタープール管理運営事業廃止に伴う検討会の報告について（梅郷市民センター）

3 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 社会教育委員会会議録（社会教育課）

イ 図書館運営協議会会議録（中央図書館管理課）

ウ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（体育課）

エ 市民センター運営委員会会議録

(2) 事業等実施予定

ア 郷土博物館特別展の開催について（郷土博物館管理課）

協議事項（再掲）

1 平成20年度使用教科用図書の採択について（指導室）

2 青梅市中央図書館嘱託職員取扱要綱の制定について（中央図書館管理課）

出席委員	教育委員会委員長	阿部郁子
	教育委員会委員	買手屋仁
	教育委員会委員	松永勇
	教育委員会委員	小野具彦
	教育委員会委員	小池誠

出席説明員	教育長（再掲）	小池誠
	学校教育部長	山崎雄一
	社会教育部長	新井光昭
	総務課長	清水宏
	施設課長	大越久雄
	指導室長	宇田剛
	教育指導担当主幹	船山徹
	給食センター所長	市川民夫
	社会教育課長	山下正義
	郷土博物館管理課長	久保田正寿
	中央図書館管理課長	上岡高史
	体育課長	地引静雄
	青梅市民センター所長	栗原博
	長淵市民センター所長	福田政倫
	大門市民センター所長	加藤研
	梅郷市民センター所長	高橋昇
	沢井市民センター所長	市川芳幸
	成木市民センター所長	池田英喜
	東青梅市民センター所長	大場護勝
	河辺市民センター所長	大谷宣雄
今井市民センター所長	英光一	

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	太田進也

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 定刻になりましたので、開会いたします。

本日の定例会には委員5名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、平成19年度第6回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には小野委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、5月7日の第2回定例会および5月21日の第3回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 御異議がないようでございますので、第2回および第3回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第4回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、私の方から報告させていただきます。

7月26日、自治会館におきまして開催された研修会に参加してまいりました。研修会の講師は映画作家の大林宣彦さん。ご自分の幼少のころの思い出の話にいろいろ教育的な示唆が含まれた、大変いい講演会であったと思っております。

ほかの委員から、何か感想がございますか。よろしいでしょうか。

以上で委員長報告を終わります。

(2) 教育長報告

1 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について(体育課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。ここで、社会教育部長から発言を求められていますのでこれを許します。

【社会教育部長】 教育長報告の1番目でございます青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援

助等に関する答申につきましてでございますが、誠に申しわけございませんが、次回以降の教育委員会で報告とさせていただきますと存じますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

【委員長】 ただいま社会教育部長から、報告事項 1、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申については、次回以降の教育委員会で報告したいとのことでございます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 御異議がないようですので、報告事項 1、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申については、今後の教育委員会で報告をお願いします。

2 梅郷市民センタープール管理運営事業廃止に伴う検討会の報告について(梅郷市民センター)

【委員長】 続きまして報告事項 2、梅郷市民センタープール管理運営事業廃止に伴う検討会の報告について、説明をお願いいたします。

【梅郷市民センター所長】 報告資料 2、梅郷市民センタープール管理運営事業廃止に伴う検討会の報告につきまして御報告させていただきます。

まず目次でございますが、廃止にかかわる経過と、検討会の検討事項、検討結果、まとめ、添付資料ということでございます。

1 ページの 1 番目、梅郷市民センタープール廃止にかかる経過でございます。梅郷市民センタープールにつきましては、昭和 40 年 8 月に旧第四中学校の教育付属施設として設置されました。その後、昭和 48 年 4 月に西中学校が設置されるまでの間、8 年間活用されてきました。その後、多摩川の冷水放流等に伴い遊泳禁止といった状況の中で、施設の有効利用の観点から、まずは地元自治会の管理の下、夏季期間に限り利用されてきて、その後、昭和 59 年からは梅郷市民センターが所管するプールとして、地域および一般市民に無料で開放してきたところでございます。しかしながら、もう既に 40 年経過しておりまして、プール本体をはじめ各種設備の老朽化が進んでいるのが現状ということでございます。

一方、センタープール事業は、青梅市行財政改革大綱において、事務事業の見直しの検討対象事業であり、さらに総務省から出ております地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針にもとづく、平成 18 年 3 月に出されました「青梅市集中改革プラン」の中で、市立第五小学校プールを活用し、平成 21 年度に梅郷市民センタープールは廃止することを公表しました。

このことから、私ども教育委員会内部で、平成 18 年 6 月にセンタープール事業の廃止と第五小学校プールの活用を検討するための梅郷市民センタープール管理運営事業廃止に伴う検討会を立ち上げました。

当初は、集中改革プランにあったとおり、平成 21 年度廃止ということで検討を始めましたが、やはり老朽化等がありまして、センタープールの安全性の確保や改修費用がありますので、行政効果を検討する中で、経費等もありますが、平成 21 年度のプール事業の廃止を 1 年繰り上げ、

来年度、平成20年度とすることにいたしました。

2番目の検討事項についてでございますが、2ページ目にまいります。(1)(2)(3)とごさ
いまして、(1)につきましてはセンタープール事業の廃止にかかる次の事項ということで、ア、
イ、ウという三つの内容、(2)につきましては第五小学校プールの活用(市民開放)にかかる次
の事項ということで5項目、(3)その他でございます。

検討事項の結果ということで、3番目でございます。(1)運営にかかる事業でございますが、
センタープール事業の廃止にかかる事項ということで、ア、地元住民等への説明。地元住民等へ
の説明は、梅郷市民センター運営委員会、地元第4支会自治会長会議、小・中学校PTAなどの
団体に対し、機会があるごとに説明をします。また、「センターだより」に掲載し、地域住民に周
知するほか、平成20年度プール開場時期にあわせ、広報おうめおよび教育委員会ホームページ
に掲載します。

イ、青梅市民センター条例の一部改正。青梅市市民センター条例の一部改正は、市民センター
改革、これは本年4月に開催しました第1回教育委員会で御協議いただいた内容でございますが、
改革に伴う条例等の諸整備とあわせて行います。内容につきましては別表が使われていることにな
っておりますが、改正点になっております。

ウにつきましては、センタープール管理運営事業の廃止後の運営等についてということで、セ
ンタープール管理運営の廃止後の施設は、安全対策等を考慮すると、施設を撤去し更地にすべき
と考えます、ということでございます。

(2)第五小学校プールの活用にかかる事項でございますが、3ページでございます。

ア、第五小学校プールの市民開放は平成20年度から実施することにし、夏季休業中で水泳指
導終了後から2学期が始まるまでの間とします。詳細は、第五小学校校長先生等、関係者と協議
し決定します。

イ、施設整備は、新たに設置する施設、現在ある施設(第五小学校)の備品等を使用します。
また、機械警備がプールの方でございますが、プール施設単独として機能するように変更します。

ウ、市民開放にかかる経費(主に水道、下水道料金等)は、市民開放担当課が負担し、案分方
法は第五小学校校長先生等と関係者で協議し決定します。

エ、プール開放に伴う手続(プール等経営許可申請)これは保健所等の申請でございますが、
市民開放担当課が行います。

オ、第五小学校プールのみを一般に開放するため、単独の単年度要綱を作成し対応します。こ
れは、しかるべき時期にまた教育委員会に提案したいと思います。

4番のまとめでございますが、(1)センタープール事業は平成19年度をもって終了し、プー
ル施設の解体は安全対策上から平成20年度に実施すべきと考えます。

(2)第五小学校プールの市民開放は、平成20年度から実施し、第五小学校校長等関係者と
十分協議し、市民開放に必要な措置を講じていくものとします、ということでございます。

後ろは、検討会を6回開催してございますが、それらの日程、次のページは検討会の設置要領

ということで載せてございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対し、何か御意見、御質問ございますか。

【委員】 現在の梅郷市民センタープール、地元の方の利用程度といいますが、どの程度の住民が実際に利用しているかをお伺いしたいと思います。

【梅郷市民センター所長】 平成18年度は、埼玉のプール事故等があり、工事関係が入ってきまして、合計して1,553人、17年度は2,472人でした。1日当たりになりますと、17年度は61人、18年度はやはり数字が落ちて41人です。地元かどうかというのは確認できておりませんが、見ていますと徒歩や、自転車を使っていることから地元の児童・生徒が多い傾向にあります。

【委員】 よくわかりました。もう一つ、どういう年齢の方が利用するか、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。細かなデータでなくてかまいません。子どもとか、大人とか、その程度で結構です。

【梅郷市民センター所長】 先ほどの数字でございますが、延べ人数でございます。大人が17年度は311人、子ども、小学生以下が2,161人、合計で2,472人です。18年度は大人が182人、子どもが1,371人で、合計1,553人ということでございます。

【委員】 報告書にも検討事項がいろいろ書かれておりますので、これから恐らく廃止に向かって実際にいろいろ動いていくと思いますが、その過程で要望ということでお話をしたいと思いません。

1点は、地域住民に対する説明は丁寧をお願いしたいということです。型どおりの説明というよりは、丁寧にということをお願いいたします。

2点目は、当然第五小学校とかかわりが出てくるわけなので、学校側との調整についても十分話し合ってもらいたいと思います。特に、学校の教育活動に対しての影響を最小限度にとどめてもらいたいということと、特に学校により多くの負担がかからないようにしていただきたい。

当然、検討事項のところには全部それは入っていますので、よろしいかと思いますが、ぜひ要望として丁寧に進めていただきたいと思います。

【梅郷市民センター所長】 1番目の説明でございますが、支会の自治会長会議はもう4回ほど行われておりますし、PTA関連の方につきましては青少対といったところの役員会等でお話をさせていただいています。

2番目の点につきましては、第五小学校の水泳指導につきましては7月の海の日次の日から8月の3日あたりまで、合計して毎年10日間ほど実施しております、10日間のうち子どもたちが実際に入れるのは6回ないし7回ということになっております。その日以降から一般開放ということで、また2学期の直前までしたいというふうに考えております。いずれにしても、学校側の方とよく調整はさせていただきます。

【委員】 確かに地域住民に、その機関を通じて、今おっしゃいました支会とかPTAに説明す

るということは非常に重要ですし、そのルートが一番確かではないかと思いますが、機関ではなくて恐らく個人的にもプールを廃止するのはけしからんというような、住民から直にくる場合がありますけれども、それにも丁寧に対応していただきたいと、こういう要望であります。

【社会教育部長】 ただいま御要望いただきました点につきましては、貴重な御意見でございますので、要望に沿うように努力してまいりたいと思います。

【委員長】 ほかの委員はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

3 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 社会教育委員会会議録(社会教育課)

イ 図書館運営協議会会議録(中央図書館管理課)

ウ 青梅市スポーツ振興審議会会議録(体育課)

エ 市民センター運営員会会議録

(2) 事業等実施予定

ア 郷土博物館特別展の開催について(郷土博物館管理課)

【委員長】 続きまして報告事項3、諸報告ですが、あらかじめ各委員には事前に目を通していただいておりますので、何か御質問、御意見等ございますか。

郷土博物館管理課長、よろしいですか。先ほど資料も含めてちょうだいいたしましたので、御説明よろしいですか。

【委員】 郷土博物館の石器づくりの報告ですが、読み方がわからない部分がありますので教えていただけますか。

【郷土博物館管理課長】 読み方でございますけれども、りょうきょくこうだ(両極敲打)と読みまして、敲打というのはコツコツとたたくという意味です。

【社会教育部長】 特に、郷土博物館、あるいは美術館等で専門用語等いろいろございますので、今後はできるだけルビをふるような形で資料の作成をおこなってまいりたいと思います。

【委員長】 管理課長は専門家でいらっしゃる、私も拝見したことがございますが、大変力のあるいいものでした。今度、8月、9月、10月、それから11月と4回ございます。できるだけ都合をつけて、見にいきたいと思います。

ここで、諸報告に1点追加の報告があるということです。内容は東青梅剣道教室の事故についてということです。

【東青梅市民センター所長】 1点、御報告させていただきたいと思います。

東青梅市民センター体育館内のスポーツ教室で事故が発生いたしました。経緯について御報告させていただきます。

経緯につきましては、事故が起きたのは平成19年6月30日(土)午後4時25分ごろ、東青梅市民センター体育館北側フロアで、東青梅剣道教室でボランティアの指導員が稽古をしていたところ、相手のメンでよろめき、下がりながら倒れ、4、5メートルうしろの壁の床から高さ30～40センチ付近に首から接触いたしました。手足の感覚がないこともあり、救急車を要請し、青梅市立総合病院に搬送され、ただいま治療とリハビリのために同病院に入院中でございます。

教育委員会の対応でございますけれども、公民館総合補償制度と全国市長会市民総合外傷補償保険に加入しておりますので、その手続を進めさせていただきたいと思っております。

以上、御報告とさせていただきます。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

日程第4 協議事項

1 平成20年度使用教科用図書の採択について(指導室)

【委員長】 次に協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。平成20年度使用教科用図書の採択について、説明願います。

【指導室長】 平成20年度使用の教科用図書、まず本日までの経過報告をさせていただきます。

先日7月5日の定例教育委員会で、平成19年度の青梅市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について御承認いただきました。続きまして、7月12日、教育委員会からの委嘱を受けまして、第1回の検討委員会が開かれました。以降、7月25日までに各学校での調査・検討が行われました。7月25日の午後、第2回検討委員会を開催いたしまして、教育委員会への報告書をまとめさせていただきました。本日、8月2日の午前中に教育委員会協議会を開いていただきました。

それでは、協議資料の1、3枚綴りになっている資料をご覧くださいませでしょうか。1枚目、2枚目につきましては、各学校において検討委員を中心として調査・検討した107条図書につきまして提出されたものを、事務局としてまとめた一覧表でございます。3枚目につきましては、小学校につきましては平成16年度、中学校につきましては平成17年度に採択していただきました文部科学省検定済教科書、文部科学省著作図書の一覧になってございます。

それでは、平成20年度の使用教科用図書の採択についての御協議をよろしくお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 この資料の3枚目と4枚目に、文部科学省著作教科書というのがございますね。それは107条本に対応する文科省の著作本だと思いますが、これは各学校ではどの程度使用されているのでしょうか。

【指導室長】 今年度のいわゆる文部科学省の著作教科書でございますけれども、正確な何校、何学年についてというところは、今現在、指導室ではまとまってございません。また御報告させ

ていただきたいと思いますが、数といたしましては、107条図書を使用している学校が、学級、学年も含めまして多くなってございます。

【委員】 各学校で、恐らく障害の種別、あるいは程度をお考えになって、107条本その他についても、あるいは著作本を選んだことと思いますが、本来ですと、子ども一人一人に障害の程度に見合った教科書が与えられれば一番理想的ですが、制度上、それはできないということで、みんなクラスが同じ教科書を持つわけです。実際に障害の種別によって指導が違ってくると思いますが、学校の実態といいますか、特別支援学級で実際にどのような指導が行われているのか、この採択される教科書の位置づけがどうなっているのか、教えていただければありがたいと思います。

【指導室長】 御指摘のとおり、本来ですと一人一人に合った教科書、一人一人別々にというのが、考え方としてそうあっていくべきところではございますが、制度上、そうできていないところ。そして学校では、実際にその学年の子どもたちの様子を見た中で、まずどういったレベルの検定本がいいのか、もしくは星本と呼ばれるものがあるのか、107条本なのか、ある意味で最大公約数的なところで、子どもたちの障害の種別、程度に合わせた形で選びます。その後ですけれども、やはり一律に行うのではなくて、107条本を使用した場合、その子どもに合う場面と、またそれ以上の能力ある子どもたち、またその使用する107条本でも難しいような場合につきましても、学校の教員がグループで相談をしながら、個々に教材をつくりながら指導している。そういう努力をしている現状がでございます。

【委員】 よくわかりました。学校がいろいろその方面で努力されているということ、今後も続けていってほしいと思います。

【委員】 検討委員会の先生方が各学校の子どもたちの実情を十分調査して、それに合った教科書をこのように選んでいただいたと思います。この検討委員会を尊重して、私はこのまま採択してよろしいかと思えますけれども、あとは選んだ教科書を基本にして、先生方のさらなる工夫をしていただいて、子どもたちにしっかりした指導をしていただきたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。平成20年度使用教科用図書の採択について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成20年度使用教科用図書の採択について、は承認されました。

2 青梅市中央図書館嘱託職員取扱要綱の制定について(中央図書館管理課)

【委員長】 続きまして、協議事項2を議題といたします。

青梅市中央図書館嘱託職員取扱要綱の制定について、説明願います。

【中央図書館管理課長】 協議資料の2、青梅市図書館嘱託職員取扱要綱(案)でございます。

本要綱説明の前に、恐縮ですが、一番後の資料をお願いいたします。参考資料と書いてござい

まず、「図書館の管理・運営について(案)」でございます。本来ですと、図書館条例施行規則からお諮りすべきところですが、嘱託員の募集の時期の関係から、要綱について先にお願ひするにあたりまして、図書館条例等で定めますこととなります。青梅市の図書館の管理・運営の基本となる事項の概要について御説明いたします。

まず1の本館および分館ということで、新中央図書館開設に伴いまして、中央図書館を本館、各地域図書館を分館と位置づけまして、集中的な管理を行います。

次に、2の利用時間としましては、本館については平日・土曜日が午前10時から午後8時まで、月曜日は休館ですので除きます。日曜日・休日については午前10時から午後6時まで。

(2)の分館につきましては、従来と同じ午前9時から午後5時までという時間を考えております。

3の特別整理期間につきましては、現在、毎年秋期15日以内となっておりますが、これを毎年1回15日以内ということで、特に時期を限らない考え方をとっております。

次に、4の施設の使用および使用料ですが、多目的室(ギャラリー)の貸し出しということで、新たに新中央図書館にはこのようなギャラリー、多目的室が設置されますので、その使用料につきまして新たに規定を設けます。

次に、図書館の運営協議会につきましては、図書館の規模拡大に伴いまして、各人数につきましては7人を8人以内とします。

(2)の選任範囲につきましては、図書館法にもとづく文言に改めまして、選任範囲を拡大いたします。現状では、例えば学校長の職にある者、あるいは社会教育委員という規定ですが、それを学校教育および社会教育の関係者というふうにするものでございます。

6の職員等としまして、正規職員、嘱託職員および臨時職員による直営方式ということで、図書館として初めて嘱託職員を配置することになります。

最後に、その他としまして、中央図書館開設に伴いまして改正等が必要となるもので、今後教育委員会にお諮りしますものを掲げました。まず一部改正としましては、青梅市図書館条例、それから青梅市図書館条例の施行規則、青梅市教育委員会処務規則を予定しております。また、全部改正としましては、青梅市図書館の運営および資料収集に関する基準を、青梅市図書館資料収集基準とする予定でございます。それから、今回、御協議をお願いいたします青梅市図書館嘱託職員取扱要綱につきまして新たに制定しようとするものでございます。

恐縮ですが、一番最初のページにお戻りいただきたいと思っております。青梅市図書館嘱託員取扱要綱(案)でございます。要綱の主な点について説明をさせていただきます。

まず目的ですが、この要綱は青梅市図書館嘱託員職員の任用および勤務条件等につきまして、必要な事項を定めることを目的としております。

次に3は、選考ということで、嘱託員の採用につきましては、書類審査および青梅市中央図書館長の面接により青梅市教育委員会が決定をいたします。

4の資格としましては、(1)にあります。図書館法にもとづく司書の資格を有していること。

ただし、職務の遂行に必要な知識および経験を有していると委員会が認める場合はこの限りではないということで、司書の資格がなくても図書館勤務経験者や本のことについて詳しい方については受け付けるという考え方でございます。そのほか、健康で意欲を持った方、あるいは65歳未満の方という資格要件でございます。

5の提出書類ですけれども、青梅市図書館嘱託職員申込書、写真が2枚、司書資格を有する方につきましては司書の資格を証明する書類ということなどでございます。

恐縮ですが、4枚目をご覧いただきたいと思います。その様式を掲げております。平成19年度青梅市図書館（嘱託・臨時）職員申込書ということで、臨時職員も雇用する考えですので、両方一緒に使えるような様式としております。これに写真を貼っていただいて提出していただきます。

またお戻りいただきまして、1ページ目の裏面、6の登録です。選考に合格した者を青梅市中央図書館嘱託員登録名簿に登録をしまして、有効期限については登録の属する年度の3月31日とするということです。ただし、1月4日から3月31日までの登録者につきましては、翌年度の3月31日ということでございます。

次に、7の任用につきましては、委員会は嘱託職員の雇用が必要となった場合には、登録者名簿の中から任用を決定いたします。

職務につきましては、(1)から(4)までございますけれども、窓口の接客業務、各種事業、図書館管理業務などでございます。

9の任用期間につきましては、1年以内ということですが、必要があると認めるときは、その期間を更新することができるということでございます。

11の勤務時間につきましては、休憩時間を除きまして4週間を通じて1週間について35時間以内ということでございます。割り振りは、午前8時30分から午後8時15分までの間に委員会が定める時間ということでございます。

被服の貸与につきましては、統一された身なりも大事ですので、嘱託員に対しましても被服の貸与をすることができるという規定を設けております。

16の服務基準としまして、基本となります事項を定めております。信用を失墜する行為、あるいは職務上の秘密を漏らしてはならないというようなことをうたっています。

17の賃金ですけれども、日給としまして、その額は委員会が別に定めるということで、現在のところ、日額としては7,490円を考えております。また特別賃金についても、設けております。

19では通勤手当、20では時間外勤務手当を定めて必要により支給いたします。

また21では免職、22では退職の規定、さらに23で旅費、24では災害補償、25では社会保険についても適用について定めております。

最後に28の実施期日ですけれども、この要綱は平成19年9月15日から実施いたします。なお、募集等、周知につきましては市広報の9月15日号に掲載してまいります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等ございますか。

【委員】 選考を受けることができる方が申込当日現在65歳未満で、登録されますと、これは何歳まで任用できますか。いわゆる定年みたいなものはございますか。

【中央図書館管理課長】 65歳というふうに考えております。

【委員】 65歳で申し込んで、うまくいって登録されましたと。いつまでできるのでしょうか。定年が70歳とか75歳とかまで働けますか。

【中央図書館管理課長】 働ける年齢につきましては、65歳までというふうに考えております。登録につきましては、毎年度ということで、1年ごとの登録をしていただきます。

【委員長】 任用期間のところで、「(2) 委員会は、必要があると認めるときは、その任用期間を更新することができる」という項は、65歳になった人には更新はないという解釈でよろしいですね。

【中央図書館管理課長】 はい。

【委員】 「地方公務員法第16条の各号に該当しない者」とありますが、16号の各号というのはどのようなものですか。

【中央図書館管理課長】 地方公務員法第16条は欠格事項でございます。第16条「欠格事項」ということございまして、(1) 成年被後見人又は被保佐人、(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者、(4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者、(5) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者、ということです。

「次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない」という規定の内容です。

【委員】 要望になりますけど、立派な施設ができて、たくさんのいい図書が入って、やはりいい職員がいることが大切だと思います。そういう意味で、3ページにもありますように、服務基準にもありますが、人物を広く求めて、いい職員を求めて運営に当たっていただきたいなと思います。

【中央図書館管理課長】 そのように努めていきます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。青梅市中央図書館嘱託職員取扱要綱の制定について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市中央図書館嘱託職員取扱要綱の制定については承認されました。

協議事項は以上で終了いたします。

【指導室長】 先ほどの委員の御質問に対して、保留とさせていただきました、本年度の文部科学省著作教科書の使用状況についてお答えいたします。

小学校におきましては2校において、いわゆる星本が使われてございますが、国語科で4つの学年、算数科で3つの学年が使われております。

中学校におきましては3校で文部科学省著作教科用図書が使用されてございます。国語科で4つの学年、数学科で4つの学年、音楽科で1つの学年、今年度はこのような使用状況になっています。

【委員長】 ありがとうございました。

日程第5 議案審議

議案第8号 平成20年度使用教科用図書の採択について

【委員長】 当初予定されておりました議題は終了いたしました。先ほど協議事項1、平成20年度使用教科用図書の採択について、が承認されましたので、この承認に伴い本日議案1件を追加したいと思います。

つきましては、本日の日程に議案第8号を追加することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第8号を追加いたします。

ただいま議案1件が追加されましたので、議案審議を行います。

議案第8号を議題といたします。

平成20年度使用教科用図書の採択について、でございます。

本議案は、委員長提出議案として、議案第8号、平成20年度使用教科用図書の採択についてを上程いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条および第14条の規定にもとづき、別紙のとおり採択を求めるものでございます。

平成20年度に使用する教科用図書を採択する必要があるため、別紙に記載されております教科用図書一覧表をご覧いただきながら、採決をさせていただきたいと思っております。

まず、1が文部科学省検定済教科書、小学校と中学校、2が文部科学省著作教科書、小学校並びに中学校、そして学校教育法第107条による図書、小学校並びに中学校の案でございます。

本案につきましては、先ほどの協議事項においても御協議をいただいておりますので、お目通しの上、これで問題がなければ採決をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 それでは、これより採決いたします。

議案第8号、平成20年度使用教科用図書の採択について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第8号、平成20年度使用教科用図書採択について、は原案どおり可決されました。

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

それでは、今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について御報告申し上げます。

次回、教育委員会定例会につきましては、8月23日(木)午後1時半からを予定しております。次々回につきましては、議会関係で少し日程があきますけれども、10月4日(木)を予定しております。その他の予定でございますけれども、8月25日(土)1時半から市民会館におきまして、青梅子どもサマーコンサートを予定させていただいております。既に御案内はお届けできていると思いますけれども、お時間がございましたら御参加の方をよろしくお願ひしたいと思います。

8月23日(木)の定例会の前でございますが、教育委員会協議会を予定させていただきたいと思っておりますので、また詳細については改めて御通知申し上げます。よろしくお願ひします。

【委員長】 各委員、今後の予定についてよろしくお願ひいたします。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時30分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員